令和6年3月

伊那市議会定例会議案書

令和6年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	辺地に係る総合整備計画の策定について 4
議案第2号	財産 (土地) の譲与について17
議案第3号	損害賠償の額を定め和解を行うことについて19
議案第4号	公の施設の指定管理者の指定について20
議案第5号	市道路線の認定について21
議案第6号	伊那市職員の育児休業等に関する条例及び伊那市会計年度任用職員
	の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例22
議案第7号	伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対す
	る実費弁償条例の一部を改正する条例24
議案第8号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
	に関する条例の一部を改正する条例26
議案第9号	伊那市犯罪被害者等支援条例32
議案第10号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例36
議案第11号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
	基準を定める条例の一部を改正する条例37
議案第12号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例39
議案第13号	伊那市介護保険条例の一部を改正する条例41
議案第14号	伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例43
議案第15号	伊那市農村公園条例の一部を改正する条例44
議案第16号	伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例及び伊那市50年の森林(もり)
	ビジョン推進委員会条例の一部を改正する条例45
議案第17号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例46
議案第18号	伊那市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例49
議案第19号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例50
議案第20号	伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…52
議案第21号	伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例53
議案第22号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第23号	財産 (建物) の譲与について60
議案第24号	財産 (建物) の譲与について62

議案第25号	令和5年度伊那市一般会計第11回補正予算について63
議案第26号	令和5年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について64
議案第27号	令和5年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算
	について65
議案第28号	令和5年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について…66
議案第29号	令和5年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について67
議案第30号	令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第6回補正予算に
	ついて
議案第31号	令和5年度伊那市水道事業会計第3回補正予算について69
議案第32号	令和5年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について70
議案第33号	令和5年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算について71
議案第34号	令和6年度伊那市一般会計予算について72
議案第35号	令和6年度伊那市国民健康保険特別会計予算について73
議案第36号	令和6年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について74
議案第37号	令和6年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について75
議案第38号	令和6年度伊那市介護保険特別会計予算について76
議案第39号	令和6年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について77
議案第40号	令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について78
議案第41号	令和6年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について79
議案第42号	令和6年度伊那市北原財産区特別会計予算について80
議案第43号	令和6年度伊那市長藤財産区特別会計予算について81
議案第44号	令和6年度伊那市水道事業会計予算について82
議案第45号	令和6年度伊那市下水道事業会計予算について83
議案第46号	令和6年度伊那市自動車運送事業会計予算について84

議案第1号

辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

横山地区、上新山地区、山室地区、荊口地区、御堂垣外地区及び片倉地区における 辺地に係る総合整備計画を策定するため、提案するものであります。 (別紙)

総合整備計画書

まこやま 長野県伊那市 横山辺地

辺地の人口173人:面積2.1 ㎡

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

横山

(2) 地域の中心の位置

伊那市横山9253番地ほか3筆

(3) 辺地度点数

149点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の伊那地区西部に位置し、中央アルプスを境に木曽地域に接しています。この地域の一部は、中央アルプス国定公園に含まれる山地で、その麓に田園、畑作地帯、そして広大な平地林が形成されています。

本辺地内にあるザゼンソウの群生地では、約20アールの湿地帯にザゼンソウが 一面に広がり、北向き斜面の立地のため、雪の中に顔を出すザゼンソウを見ること ができることから、愛好者に人気のスポットとなっています。しかしながら、群生 地内に整備した木道の老朽化により、市内外の来訪者を呼び込めない状況となって いるため、施設の改修を行い、ザゼンソウ群生地の魅力を高める必要があります。

また、本辺地内の市道は、狭あいで屈曲した箇所が多く、路面の整備も遅れていることから、地域住民の安全で安心な生活環境や鳩吹公園等への来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)まで5年間

(単位:千円)

	区分	古米曲	財源	内訳	一般財源のうち		
施設名	事 業 主体名	事業費	特定財源	一般財源	辺地対策事業債 の予定額		
ザゼンソウ群生地整備	伊那市	5, 000	0	5,000	5,000		
道路改良	伊那市	20,000	0	20,000	20,000		
승 計		25,000	0	25, 000	25,000		

総合整備計画書

長野県伊那市 上新山辺地

辺地の人口322人:面積9.3 ㎡

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 上新山

(2) 地域の中心の位置

伊那市富県2449番地1

(3) 辺地度点数

145点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の富県地区東部に位置し、三方を山に囲まれた標高800から1,000メートルまでの丘陵地にあり、日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落です。本市では、2014年度(平成26年度)に本辺地を含む新山地区を「田舎暮らしモデル地域」の第1号として指定しており、県内に4地区ある「移住者の溶け込み支援に積極的に取組むモデル地区」の一つとして、長野県の指定も受けています。

本辺地内の市道は、路面の整備が遅れていることから、地域住民の安全で安心な 生活環境や来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要があ ります。

また、本辺地内の飲料水は、上新山簡易水道、場広飲料水供給施設及び西の平飲料水供給施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)まで5年間

(単位:千円)

					(🖾 :	
	区分	本 米 曲	財源	内訳	一般財源のうち	
施設名	事 業 主体名	事業費	特定財源	一般財源	辺地対策事業債 の予定額	
道路改良	伊那市	30,000	0	30,000	30,000	
簡易水道建設改良	伊那市	15, 600	0	15,600	7,800	
승 計		45,600	0	45,600	37, 800	

総合整備計画書

長野県伊那市 山室辺地

辺地の人口196人:面積2.4 ㎡

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

山室

(2) 地域の中心の位置

伊那市高遠町山室2051番地

(3) 辺地度点数

103点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区東部、三峰川の支流である山室川沿いに位置し、 美しい棚田を有する中山間地域です。高齢化による過疎化が顕著な地区ですが、近 年では移住先として注目されています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内にある三義生活改善センター及び隣接する三義地域交流拠点施設は、旧高遠町時代に地域住民の交流、社会教育施設として設置されましたが、三義生活改善センターは築46年、三義地域交流拠点施設は築21年が経過し、老朽化が大きな課題となっており、両施設ともに建物の改修、照明のLED化等の対応が求められます。

さらに、本辺地内の飲料水は、高遠町第二簡易水道により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)まで5年間

(単位:千円)

					(十匹: 111)
	区分	± 116 #1	財源	一般財源のうち	
施設名	事 業 主体名			辺地対策事業債 の予定額	
高遠第2・第 3保育園建設 ※	伊那市	127, 578	67, 014	60, 564	60, 500
集会施設整備 (三義生活改 善センター、 三義地域交流 拠点施設)	伊那市	6,000	0	6,000	6,000
簡易水道建設改良	伊那市	13, 300	0	13, 300	6,600
숨 計		146, 878	67, 014	79, 864	73, 100

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の 割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円 (特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円)

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合30.6%(前計画期間2019年度(令和元年度)から2023年度(令和5年度)の平均)

総合整備計画書

長野県伊那市 荊口辺地

辺地の人口52人:面積1.5㎞

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

荊口

(2) 地域の中心の位置

伊那市高遠町荊口526番地

(3) 辺地度点数

106点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区東部、三峰川の支流である山室川沿いに位置し、高齢化による過疎化が顕著な地区ですが、近年では移住先として注目されています。 本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内の飲料水は、荊口飲料水供給施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)まで5年間

(単位:千円)

	区分	本米 曲	財源	内訳	一般財源のうち	
施設名	事業主体名	事業費	特定財源	一般財源	辺地対策事業債 の予定額	
高遠第2·第 3保育園建設 ※	伊那市	23, 764	12, 483	11, 281	11, 200	
簡易水道建設改良	伊那市	700	0	700	300	
合 計		24, 464	12, 483	11, 981	11, 500	

[※]高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の 割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円 (特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円)

- ○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合
 - 5.7% (前計画期間2019年度(令和元年度)から2023年度 (令和5年度)の平均)

総合整備計画書

長野県伊那市 御堂垣外辺地

辺地の人口132人:面積1.1 ㎡

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

御堂垣外

(2) 地域の中心の位置

伊那市高遠町藤沢3660番地ほか1筆

(3) 辺地度点数

119点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区北東部に位置し、かつては杖突街道や金沢街道の宿場町として栄えました。現在でも本陣跡や問屋跡があり、当時の名残が感じられる地区ですが、近年では過疎化が大きな課題になっています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内にある藤沢多目的集会施設、藤沢トレーニングセンター及び高遠町柔剣道場は、旧高遠町時代に地域住民の交流、社会教育及び体育施設として設置されましたが、藤沢多目的集会施設は築44年、藤沢トレーニングセンターは築38年、高遠町柔剣道場は築32年が経過し、老朽化が大きな課題となっており、全ての施設において建物の改修、照明のLED化等の対応が求められます。

3 公共的施設の整備計画

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)まで5年間

(単位:千円)

					(十匹: 111)	
	区分	-t- Wth	財源	内訳	一般財源のうち	
施設名	事 業 主体名	事業費	特定財源	一般財源	辺地対策事業債 の予定額	
高遠第2・第 3保育園建設 ※	伊那市	18, 761	9,855	8, 906	8,900	
集会施設整備 (藤沢多目的集会施設)	伊那市	3,000	0	3,000	3,000	
体育施設整備 (藤沢トレー ニングセンタ 一、高遠町柔 剣道場)	伊那市	6,000	0	6,000	6,000	
숨 計		27, 761	9, 855	17, 906	17, 900	

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の 割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円 (特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円)

- ○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合
 - 4.5% (前計画期間2019年度(令和元年度)から2023年度 (令和5年度)の平均)

総合整備計画書

長野県伊那市 片 倉 辺 地

辺地の人口173人:面積1.3 ㎡

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 片倉

(2) 地域の中心の位置

伊那市高遠町藤沢6116番地1

(3) 辺地度点数

138点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区北部に位置し、花の百名山である守屋山の麓、日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落ですが、近年では近隣地区同様に 過疎化が大きな課題となっています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内の飲料水は、片倉簡易水道及び峠簡易給水施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)まで5年間

(単位:千円)

	区分	本 米 曲	財源	内訳	一般財源のうち	
施設名	事 業 主体名	事業費	特定財源	一般財源	辺地対策事業債 の予定額	
高遠第2·第 3保育園建設 ※	伊那市	31,686	16, 644	15, 042	15,000	
簡易水道建設改良	伊那市	48,700	0	48,700	24, 300	
合 計		80, 386	16, 644	63,742	39, 300	

[※]高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の 割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

416,920千円 (特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円)

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

7.6% (前計画期間2019年度(令和元年度)から2023年度 (令和5年度)の平均)

議案第2号

財産(土地)の譲与について

下記のとおり土地を譲与することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する土地
 - (1) 地 番 伊那市山寺1611番3の内 ほか4筆 (別記のとおり)
 - (2) 地 目 用悪水路及び公衆用道路 (別記のとおり)
 - (3) 地 積 518.99平方メートル
- 2 譲与する相手先 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省

3 譲与する日 令和6年6月1日

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

環状北線の延伸事業において堤防用地として必要な市有地を河川管理者へ譲与する ため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産(土地)の一覧

地番	地 目	地 籍(m²)
伊那市山寺1611番3の内	用悪水路	64.59
伊那市山寺1618番 5	用悪水路	34.43
伊那市山寺1620番3の内	公衆用道路	59.81
伊那市山寺1621番18の内	用悪水路	37. 28
伊那市中央6441番40の内	用悪水路	322.88
合 計	5 筆	518.99

議案第3号

損害賠償の額を定め和解を行うことについて

令和5年10月30日に締結した建設工事請負契約を解除することによる損害賠償の額を定め、和解を行うことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 損害賠償の額を定めること。
 - (1) 相 手 方 伊那市下新田 3 1 0 5 番地 有限会社河野土木 代表取締役 河野 哲三
 - (2) 損害賠償額 1,155,000円
- 2 和解を行うこと。

上記の金額で相手方と和解を行う。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

建設工事請負契約を解除することによる損害を賠償するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 旧中村家住宅

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
	张宁北兴和江新沙上上上 二	令和 6年 4月 1日から
旧中村家住宅	特定非営利活動法人ナカラ	令和 8年 3月31日まで

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法(昭和27年法律第180 号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起点		終点	重要な参		Ì	考		
岭 附留万	路 旅 名	<u> </u>	<i>'''</i>	心	尽	経過地	延	長	幅	員
I - 2 5 3 8	日影指定550号線	日影	E	日影				メートル		メートル
1-2556	口於相处 3 3 0 万脉	685番1	.0先	685耆	88先			72.2		5.0
I - 2 5 3 9	日影29号線	日影	E	∃影				メートル		メートル
1-2559	口於乙9万隊	650番1	.0先	650컵	肾1先		-	124. 2		5.0
1 2540	L 华田 1 O 旦 始	上新田		上新田				メートル		メートル
1-2540	-2540 上新田18号線		1 先	2585習	№13先			81.5		6.0

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

伊那市職員の育児休業等に関する条例及び伊那市会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市職員の育児休業等に関する条例 (平成18年伊那市条例第32号) の 一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除 く。)」を削る。

(伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年伊那市 条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第15条の2 給与条例第51条から第53条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前条において準用する給与条例第51条 から第53条までの規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条第1項中「「給料」を「「受けるべき給料」に、「当該パートタイム会計年度任用職員が、それぞれその基準日現在において」を「パートタイム会計年度任用職員として」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の2 給与条例第51条から第53条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第52条第2項中「において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員として受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、提案するものであります。

伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実 費弁償条例の一部を改正する条例

伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例 (平成18年伊那市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

車賃 (1 k m につき)	1 9 円
日当(1日につき)	2,600円
宿泊料(1夜につき)	11,800円

」を

Γ

車賃 (1 k m につき)	3 7 円
日当 (1日につき)	2,600円
宿泊料(1夜につき)	11,800円を上限とした実費額

」に

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)	中語を表みを囲ん	変しの宝典会院に、	ついて 隣呂の坎	費等に準ずるよう
市の機関等がは 改正するため、打			フィ・く 、 概 貝 ツ 旅	貝可に中りのよう

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成27年伊那市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

- 70.7 20.7 10 =

1	市長	伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年伊那市条例第71号)
		による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」を

Γ

1	市長	伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年伊那市条例第71号)
		による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法(昭和25年法律第
		144号)の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務
		であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第4条関係)

	() ()		
	機関	事務	特定個人情報
1	市長	伊那市福祉医療費	地方税法(昭和25年法律第226号)その
		給付金条例による	他の地方税に関する法律に基づく条例の規定
		給付金の支給に関	により算定した税額若しくはその算定の基礎
		する事務であって	となる事項に関する情報(以下「地方税関係
		規則で定めるもの	情報」という。)又は住民基本台帳法(昭和
			42年法律第81号)第7条第4号に規定す
			る事項であって規則で定めるもの
2	市長	生活に困窮する外	医療保険給付関係情報であって規則で定める
		国人に対して生活	もの
		保護法の規定に準	雇用保険法(昭和49年法律第116号)に
		じて実施する生活	よる給付の支給に関する情報であって規則で
		保護の措置に関す	定めるもの
1		<u>I</u>	

る事務であって規 則で定めるもの 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の 支援に関する法律(平成23年法律第47 号)による職業訓練受講給付金の支給に関す る情報であって規則で定めるもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に よる小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又 は障害児入所給付費の支給に関する情報であ って規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年 法律第129号)による資金の貸付け又は給 付金の支給に関する情報であって規則で定め るもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の 支給に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和36年法律第238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報 であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)に よる養育医療の給付又は養育医療に要する費 用の支給に関する情報であって規則で定める もの 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

国民年金法(昭和34年法律第141号)、 私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済 組合法若しくは地方公務員等共済組合法によ る年金である給付の支給又は保険料の徴収に 関する情報であって規則で定めるもの

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律(平成16年法律第166号)に よる特別障害給付金の支給に関する情報であ って規則で定めるもの

年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成24年法律第102号)による年金生 活者支援給付金の支給に関する情報であって 規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

学校保健安全法(昭和33年法律第56号) による医療に要する費用についての援助に関 する情報であって規則で定めるもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)による公務上の災害又は通勤によ る災害に対する補償に関する情報であって規 則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号)による永住帰国旅費、自立支度金、 一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰 国旅費の支給に関する情報であって規則で定 めるもの

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 の一部を改正する条例(令和5年伊那市条例第25号)の一部を次のように改正す る。

別表第2の改正規定中「別表第2を」を「別表第2の1の項を」に、

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療	健康保険法(大正11年法律第70号)、
	費給付金条例に	船員保険法(昭和14年法律第73号)、
	よる給付金の支	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第
	給に関する事務	2 4 5 号)、国家公務員共済組合法(昭和
	であって規則で	33年法律第128号)、国民健康保険法
	定めるもの	(昭和33年法律第192号)、地方公務
		員等共済組合法(昭和37年法律第152
		号)又は高齢者の医療の確保に関する法律
		(昭和57年法律第80号)による医療に
		関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)そ
		の他の地方税に関する法律に基づく条例の
		規定により算定した税額又はその算定の基

礎となる事項に関する情報であって規則で 定めるもの

」を

Γ

1 市長 伊那市福祉医療 費給付金条例に よる給付金の支 給に関する事務 であって規則で 定めるもの 健康保険法(大正11年法律第70号)、 船員保険法(昭和14年法律第73号)、 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第 2 4 5 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33年法律第128号)、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)、地方公務 員等共済組合法(昭和37年法律第152 号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) による医療に 関する情報(以下「医療保険給付関係情 報」という。) であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)そ の他の地方税に関する法律に基づく条例の 規定により算定した税額又はその算定の基 礎となる事項に関する情報(以下「地方税 関係情報」という。) であって規則で定め るもの

」に

改める。

附則中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日」を「令和6年12月2日」に改める。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	聿 (平成
25年法律第27号)の規定による個人番号の独自利用事務に、外国人に対	

保護の措置に関する事務を追加等するため、提案するものであります。

伊那市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、 犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役 割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本となる事項を定 め、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害 の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、 もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的と する。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
 - (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
 - (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内 に在学する者又は市内において活動を行う者をいう。
 - (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
 - (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
 - (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
 - (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
 - (9) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳に ふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければなら ない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければなら

ない。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な 支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として 行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。
- 5 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われ なければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪 被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十 分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう 努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪 被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次 被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支 援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を 行うよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

- 第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。
- 2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力する ための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

- 第8条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等 及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。
- 2 市は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及 びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

- 第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅 (伊那市営住宅条例(平成18年伊那市条例第149号)第3条第1号に規定する市営住宅をいう。)への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。(経済的負担の軽減)
- 第13条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、広報、啓発、教育その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第15条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案	き理由))			
犯罰	E被宝:	者等に	かけ	ス=	女摇

犯罪被害者等に対する支援を行うため、提案するものであります。

議案第10号

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例(平成18年伊那市条例第71号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第1項中「限る。)で」を「限る。)のうち、被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であって」に改め、同条第2項ただし書中「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

福祉医療費給付金の支給対象者に、後期高齢者医療の被保険者に該当するひとり親家庭の親を加えるため、提案するものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年伊那市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回路に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「、施設型給付」を「、施設型給付費」に、「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削り、「特別利用教育」を「特別利用保育」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「を含む。)」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加え、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改め、同条第3項中

「に限る。)」と」の次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和5年内閣府令第67号)の施行等により、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例 (平成22年伊那市条例第31号) の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

御堂いきいき交流施設	伊那市長谷溝口2392番地
白沢いきいき交流施設	伊那市西春近3990番地8
桑田いきいき交流施設	伊那市長谷溝口2666番地
北和田いきいき交流施設	伊那市富県7765番地7
羽広大沢いきいき交流施設	伊那市西箕輪2904番地1
上溝原いきいき交流施設	伊那市西箕輪3900番地308
奈良尾いきいき交流施設	伊那市富県2646番地6
榛原いきいき交流施設	伊那市東春近9204番地
台殿いきいき交流施設	伊那市高遠町藤沢85番地1
花畑いきいき交流施設	伊那市高遠町東高遠2222番地2
上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地

」を

Γ

上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地
------------	-------------

」に

改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

(提案理由) 介護予防施設を所在する ます。	5区域の認可地縁団体〜	、譲与するため、提	案するものであり

伊那市介護保険条例の一部を改正する条例

伊那市介護保険条例(平成18年伊那市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に 改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38 条第1項第1号に掲げる者 年額 28,200円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額 36,960円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額 44,040円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額 60,480円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額 67,200円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額 80,640円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額 90,720円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額 100,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額 114,240円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 年額 127,680円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 年額 141,120円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 年額 154,560円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 年額 161,280円

第9条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「16,440円」を「16,800円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「16,440円」を「16,800円」に、「23,020円」を「23,520円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第6項の」を「第2項の」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「第6項中「16,440円」を「第2項中「16,800円」に、「42,740円」を「43,680円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項を同条第5項とする。

第11条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度まで)に基づき、介護保険の保険料に関する区分を多段階化し、保険料率を改定等するため、提案するものであります。

伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例

伊那市生活改善センター及び集会施設条例(平成18年伊那市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

Γ

台殿生活改善センター	伊那市高遠町藤沢175番地
北原生活改善センター	伊那市高遠町藤沢725番地

」を

北原生活改善センター

伊那市高遠町藤沢725番地

」に

改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

台殿生活改善センターを所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するも のであります。

伊那市農村公園条例の一部を改正する条例

伊那市農村公園条例 (平成18年伊那市条例第131号) の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

三義山村広場	伊那市高遠町山室2015番地1
美和湖公園	伊那市長谷黒河内219番地

を

Γ

美和湖公園	伊那市長谷黒河内219番地
-------	---------------

1 13

改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

三義山村広場を廃止するため、提案するものであります。

伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例及び伊那市50年の森林(もり) ビジョン推進委員会条例の一部を改正する条例

(伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部改正)

第1条 伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例 (平成25年伊那市条例第18号) の一部を次のように改正する。

第6条中「農林部耕地林務課」を「農林部」に改める。

(伊那市50年の森林(もり)ビジョン推進委員会条例の一部改正)

第2条 伊那市50年の森林(もり)ビジョン推進委員会条例(平成28年伊那市条 例第34号)の一部を次のように改正する。

第8条中「農林部50年の森林推進室」を「農林部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

令和6年4月1日付けの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行うため、提案する ものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例(平成18年伊那市条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

	 •	-	-			
_						
Г						

		伊那市山寺2515番地2	木造	29.75	昭和32年度 1戸		
	城南町団地	伊那市西町6022番地3	中耐	57.10	平成11年度 4戸		
					(シルバーハウジ		
					ング)		
						_	を
Γ							
	城南町団地	伊那市西町6022番地3	中耐	57.10	平成11年度 4戸		
					(シルバーハウジ		
					ング)		
						J	に、
Γ						_	
		伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和42年度 28戸		
						J	を
Γ					<u></u>		
		伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和42年度 24戸		
						J	に、
Γ					<u></u>		
		伊那市若宮7319番地2	簡平	37.26	昭和45年度 12戸		
						J	を
Γ	1		T	T			
		伊那市若宮7319番地2	簡平	37.26	昭和45年度 10戸		
						J	に

改める。

別表第3中

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13 年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項 に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係 にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれか(配偶者暴力防止等 法第28条の2において準用する場合を含む。)に該当するもの

- (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は 配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算し て5年を経過していない者
- (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

」を

Γ

- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は 配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2におい て準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算し て5年を経過していない者
 - (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力 防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含 む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命 令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 9 伊那市犯罪被害者等支援条例(令和6年伊那市条例第 号。以下「犯罪被害者等支援条例」という。)第2条第2号に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 犯罪被害者等支援条例第2条第1号に規定する犯罪等(以下「犯罪等」という。)により収入が減少し、生計の維持が困難となった者
 - (2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住することが困難となった者

」に

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

市営住宅の整備計画に従い使用に耐えなくなったものを廃止し、入居者の資格に犯罪被害者等を加えるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第18号

伊那市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

伊那市空家等対策協議会条例(平成30年伊那市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例(平成18年伊那市条例第167号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

Γ

団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

」を

Γ

団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200 円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500 円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊那市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和6年政令第28号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第20号

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例(平成18年伊那市条例第206号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「南アルプス林道の区域内の伊那市長谷黒河内2,873番地の2、南アルプス林道と国道152号線分岐点から黒河内国有林271林班、北沢峠までの区間」を「長谷区域内」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 分杭峠の施設の位置 伊那市長谷市野瀬1595番地3

第4条第2項中「長谷総合支所に農林建設課」を「商工観光部」に改める。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

自動車運送事業の事業区域に戸台パークから分杭峠まで等を加えるとともに、令和6年4月1日付けの組織機構の改編及び地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例の一部を改正する条例

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例(平成18年伊那市条例第207号)の一部 を次のように改正する。

, [別表第	1 中				
	名称	種別	運	賃	有効期間	7
	l	I			1	」を
Γ					T	_
	名称	種別	運賃	· 料金	有効期間	
Г						」に、
'		小荷物運賃券	荷物運賃の種類	額		
			郵便物	国土交通省告示		
				に基づく額		
			新聞雑誌	1個につき、運		
				送区間の小児片		
				道普通旅客運賃		
				に相当する額		
			その他	1個につき、運		
				送区間の小児片		
				道普通旅客運賃		
				に相当する額		
Γ						」を
		小荷物運賃券	1個につき、運送	送区間の小児片道		
			運賃相当額			
г						」に、
1		特殊手回り品(スキ	小児運賃相当額。	ただし 100]	
		一用具)券	小児運具相ヨ額。 円を超える場合に			
			内を超える場合に る。	*, IOUDC9		
			v 0			」

Γ

特殊手回り品(スキ	小児運賃相当額。ただし、100
ー・スノーボード用	円を超える場合は、100円とす
具) 券	る。
分杭峠施設利用料金	分杭峠の施設の利用者1人につ
	き、1日500円

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

普通旅客運賃表

1 南アルプスクイーンライン(北沢峠線)

				戸台口
			戸台パーク	180円
		戸台大橋	300円	400円
	歌宿	6 6 0 円	850円	950円
北沢峠	4 3 0 円	980円	1,150円	1,240円

- (1) 基準賃率 52円10銭以内
- (2) 指定停留所 なし
- 2 分杭気の里ライン (分杭峠線)

	戸台パーク
分杭峠	7 5 0 円

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

(提案理由)	業の海行で幼	に百台パー	ケから分位性	まで笙を加ラス	ことに伴い、市
営バスの運賃及					

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年 法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏	名	生年	月 日	住所	備考
樋代	正吉	昭和23年	6月21日	長野県伊那市坂下3292番地	新任
菅野	明子	昭和50年	4月 7日	長野県伊那市手良中坪102番地	新任
酒井	謙一	昭和34年	7月19日	長野県伊那市東春近2321番地	再任

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

荒木貴子委員、本郷要委員及び酒井謙一委員が令和6年6月30日をもって任期満 了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案す るものであります。

なお、委員の任期は3年、略歴は別紙のとおりであります。

略歷

ひ だい まさ よし **値 代 正 吉**

昭和23年6月21日生(満75歳)

本 籍 長野県伊那市坂下3292番地 住 所 長野県伊那市坂下3292番地

最 終 学 歴

昭和46年 3月 明治大学農学部卒業

職歴

自 昭和46年 4月至 平成21年 3月伊那市職員

略歷

mhh の あき こ **菅 野 明 子**

昭和50年4月7日生(満48歳)

本 籍 長野県伊那市手良中坪102番地1

住 所 長野県伊那市手良中坪102番地

最 終 学 歴

平成10年 3月 信州大学農学部卒業

職 歴

平成10年 自 4 月 障害者多機能型事業所輪っこはうす 平成13年 至 3 月 平成13年 自 4 月 社会福祉法人伊那市社会福祉協議会 平成 2 7 年 4 月 至 自 平成 2 7 年 5 月 特定非営利活動法人パンセの会 平成29年10月 至 平成29年11月 自 特定非営利活動法人じりつ支援ネットいな 至 現 在

略 歴

さか けん いち 酒井 謙

昭和34年7月19日生(満64歳)

本 籍 長野県伊那市東春近2321番地 住 所 長野県伊那市東春近2321番地

最 終 学 歴

昭和57年 3月 東京電機大学理工学部卒業

職 歴

昭和57年 自 4 月 長野県内中学校教諭 至 平成13年 3 月 平成13年 自 4 月 長野県総合教育センター生徒指導専門教員 平成13年 9 月 至 自 平成13年10月 辰野町立辰野中学校教諭 平成23年 至 3 月 平成23年 自 4 月 須坂市立相森中学校教頭 至 平成25年 3 月 平成25年 自 4 月 伊那市立春富中学校教頭 平成28年 3 月 至 自 平成28年 4月 伊那市立長谷小学校校長 至 令和 2年 3 月 自 令和 2年 4月 伊那市教育委員会生涯学習課社会教育指導員 至 令和 4年 3 月 自 令和 4年 4 月 伊那市教育委員会学校教育課指導主事 至 現 在 公 職 歴

令和 3年 7月 自 人権擁護委員 在 至 現

議案第23号

財産 (建物)の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物

(1) 所 在 地 伊那市長谷溝口2392番地

(2) 名 称 御堂いきいき交流施設

(3) 構造規模 木造 平屋建て

69.29平方メートル ほか9棟

(別記のとおり)

2 譲与する相手先 伊那市長谷溝口2392番地

南郷村

代表 宮下 典央 ほか9団体

(別記のとおり)

3 譲与する日 令和6年4月1日

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

(別記) 譲与する財産(建物)の一覧

譲与する建物			譲与する相手先	
所在地	名称	構造規模	議分りる作子元	
伊那市長谷溝口	御堂いきいき交	木造 平屋建て	伊那市長谷溝口2392番地	
2392番地	流施設	69. 29 m²	南郷村 代表 宮下 典央	
伊那市西春近	白沢いきいき交	木造 平屋建て	伊那市西春近3990番地	
3990番地 8	流施設	149. 05 m²	白沢地区 代表 城倉 寿宏	
伊那市長谷溝口	桑田いきいき交	木造 平屋建て	伊那市長谷溝口2666番地	
2666番地	流施設	59. 95 m²	桑田村 代表 西村 安司	
伊那市富県	北和田いきいき	木造 平屋建て	伊那市富県7771番地1	
7765番地 7	交流施設	136. 63 m²	北和田組常会 代表 中川 孝博	
伊那市西箕輪	羽広大沢いきい	木造 平屋建て	伊那市西箕輪2904番地1	
2904番地 1	き交流施設	124. 21 m²	羽広第五組 代表 赤羽 啓一	
伊那市西箕輪	上溝原いきいき	木造 平屋建て	伊那市西箕輪3900番地308	
3900番地308	交流施設	136.86 m²	羽広第七組 代表 青木 優	
伊那市富県	奈良尾いきいき	木造 平屋建て	伊那市富県2645番地口	
2646番地 6	交流施設	127. 52 m²	奈良尾常会 代表 六波羅 太	
伊那市東春近	榛原いきいき交	木造 平屋建て	伊那市東春近9204番地	
9204番地	流施設	173. 07 m²	榛原区 代表 伊東 邦治	
伊那市高遠町藤	台殿いきいき交	木造 平屋建て	伊那市高遠町藤沢85番地1	
沢85番地1	流施設	178.86 m²	台殿区 代表 北原 孝幸	
伊那市高遠町東	花畑いきいき交	木造 平屋建て	伊那市高遠町東高遠2222番地2	
高遠2222番地2	流施設	142.84 m²	花畑町内会 代表 遠藤 誠	

議案第24号

財産 (建物)の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物

(1) 所 在 地 伊那市高遠町藤沢175番地

(2) 名 称 台殿生活改善センター

(3) 構造規模 木造 2 階建て

161.16平方メートル

2 譲与する相手先 伊那市高遠町藤沢85番地1

台殿区

代表 北原 孝幸

3 譲与する日 令和6年4月1日

令和6年2月22日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

台殿生活改善センターを所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

議案第25号

令和5年度伊那市一般会計第11回補正予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市一般会計第11回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第26号

令和5年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第27号

令和5年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第28号

令和5年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により、令和5年 度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第29号

令和5年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第30号

令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第6回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第6回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第31号

令和5年度伊那市水道事業会計第3回補正予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市水道事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第32号

令和5年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第33号

令和5年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第34号

令和6年度伊那市一般会計予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第211条第1項の規定により、令和6年 度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第35号

令和6年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年 度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第36号

令和6年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年 度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第37号

令和6年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年 度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第38号

令和6年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第39号

令和6年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年 度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第40号

令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年 度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第41号

令和6年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度伊那市藤沢財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第42号

令和6年度伊那市北原財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度伊那市北原財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第43号

令和6年度伊那市長藤財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度伊那市長藤財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第44号

令和6年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和6年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第45号

令和6年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和6年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出

議案第46号

令和6年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和6年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日提出